

2020（令和2）年6月2日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝上達也

教職員の愛媛県外への学外勤務と学外者の入構について

新型コロナウイルス特別措置法に基づく、政府による緊急事態宣言が愛媛県において解除された後も、県内で集団感染が確認されたことなどから、出勤体制、県外への学外勤務（勤務外活動を含む。以下同じ。）等について、一定の自粛を要請してきたところです。

5月29日、愛媛県から「引き続き『警戒期』を継続し、6月18日までを『縮小期に向けた移行期間』と位置付け、自粛要請等を緩和する。」と発表されたことや、前期授業開始により、大学構内で一定数の学生が遠隔授業や実習科目を受講している状況を鑑み、本法人教職員の学外勤務や学外者の入構について、下記の対応とします。

なお、今後の状況の変化により、変更が生じる場合は、ホームページ等でお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 愛媛県外への学外勤務については自粛を緩和するが、不要不急の用務や訪問することなくテレビ会議等で代替可能な用務については、中止・延期又は、訪問や参集によらない代替手段での実施を検討すること。
2. 上記1. にも関わらず、海外や首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道はもとより、北九州市のように感染が拡大している地域への移動は、引き続き自粛を要請する。緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に移動した場合、帰県後の自宅待機は要請しないが、帰県後2週間は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等には出席しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備えた感染拡大予防対策を特に徹底するとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに健康支援課に連絡すること。

3. 同居する方が、海外や首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道はもとより、北九州市のように感染が拡大している地域に移動した場合は、ご自身の体調管理・観察にご留意いただき、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに健康支援課に連絡すること。
4. 東京オフィス（東京都中央区銀座）と西宮温山記念会館（兵庫県西宮市甲子園口）については、適切な感染防止対策が図れていない状況から、当面の間、利用停止とする。
5. 学外勤務中は、感染拡大回避行動を心掛け、用務上必要のない行動（夜の街への外出、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所への立入等）は厳に慎むとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。
6. 学外者の入構については、入構予定者に対して次のように周知すること。
 - (1) 入構の頻度を最低限に留めるよう努めること。
 - (2) 入構の際は手指消毒、マスクの着用を徹底すること。
 - (3) 次に該当する方は入構を控えること。
 - ・発熱、咳、下痢など体調不良の方。
 - ・海外や首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道はもとより、北九州市のように感染が拡大している地域から移動されて2週間以内の方。

以上